群馬県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例

平成19年3月27日
条例第23号

（趣旨）

第１条　この条例は、群馬県後期高齢者医療広域連合の機関及び議会の依頼又は要求等に応じ、職員以外の者が公務の遂行を補助するため、出頭し、又は参加して旅行した場合に、その者に対し支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償の方法）

第２条　実費弁償は、出頭し、又は参加した際に支給する。

２　実費弁償の額は、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年群馬県条例第24号）及び群馬県旅費支給規則（昭和38年群馬県規則第42号）に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。